

令和7年度宇治市男女共同参画支援センター関係団体登録募集要項

趣旨

宇治市男女共同参画支援センター（以下、「センター」という。）は「様々な分野での多様な女性の生き方並びに社会参画を支援し、男女平等の推進、男女共同参画社会の実現を図る活動拠点とする」ことを目的に設置しており、男女の人権確立のための総合的な施策を展開するとともに、市民の自主的な活動の拠点として位置付けられています。そこで、センターの設置目的に適合する団体・グループの自主的な活動の支援とネットワークづくりを図り、協働による男女が生き生きと暮らせるまちづくりを推進することを目的として、センター関係団体の登録を募集します。

関係団体登録要件

- ① 男女共同参画社会の推進を目的とした活動を行っていること。
- ② 営利・政治・宗教活動を目的としていないこと。
- ③ 原則として市内在住・在勤・在学者半数以上で構成されていること。
- ④ センターが主催する事業に参加・協力できること。（別に詳細要件有）
- ⑤ 原則として会則等による運営が行われていること。
- ⑥ 市内に活動拠点（支部も含む）を持っていること。

登録団体・グループへの活動支援

- ① センター会議室の利用申請が4カ月前から可能です。（一般利用は3カ月前から）
- ② 情報交流BOXの利用が可能です。
（情報交流BOXは、登録団体間の交流や情報の共有を目的として、センター3階活動スペース内に設置。所定の鍵については、活動スペース内にて預かりとします。）

関係団体登録方法

登録申請書に必要事項を記入し、センターに提出して下さい。団体・グループの6年度の活動状況、センター主催事業への参加・協力状況、および7年度の活動予定、その他会報等、登録の要件を満たしていることを確認できる資料の添付が必要です。

その他

- ① 令和7年3月1日までに登録申請書を受理、審査の上、関係団体としての要件を満たしていれば登録を決定し、団体代表者に通知します。登録期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までです。なお、今回の募集は更新申請分となりますので、今回の申請期間外でも随時受付を行います。登録開始日が4月2日以降になります。
- ② 令和6年度に登録していた団体で、令和6年度中の実績が登録要件の詳細を満たしていない場合は、登録更新は不可となりますので早急にご相談ください。

※関係団体の登録は、「宇治市男女共同参画支援センター条例施行規則」第13条に規定され、「宇治市男女共同参画センター関係団体登録要綱」で必要な事項を定めています。